

# お早めにマイナンバーカードの健康保険証利用 登録(マイナ保険証)をお願いいたします

医療機関の受診は  
マイナ保険証で

**本年12月2日から健康保険証の発行がなくなり  
原則マイナ保険証での受診が基本になります。**

マイナ  
保険証  
始まっています!

※入社した・扶養家族が増えた・氏名が変わった・紛失した等  
すべての発行ができません。

**但し、マイナンバーに情報を連携する  
ため、届出は継続して必要です。**

マイナ保険証がない人には、  
来年12月までに健康保険証の  
代わりに「資格確認書」  
を交付いたします。

## 現行の健康保険証について...

1. 来年12月1日までは利用できます(来年12月2日以降は無効)
2. **来年12月1日までは破棄しないでください。**

**マイナ保険証で受診ができない場合に利用できます。**

〔来年12月2日以降に無効になった健康保険証は、  
回収いたしませんので、ご自身で破棄していただきます。〕



## 7月時点でエクセディ健康保険組合に加入している 6割超の方がすでに登録を完了しています

### マイナ保険証にすると、どんないいことがある？

**より良い医療が  
可能に！**

本人が同意をすれば、  
初めての医療機関等でも、  
特定健診情報や今までに使った  
薬剤情報が医師等と共有できる！



**自身の健康管理に  
役立つ！**

マイナポータルで  
自身の特定健診情報や  
薬剤情報・医療費通知情報が  
閲覧できる！



**オンラインで医療費控除が  
より簡単に！**

マイナポータルを通じた  
医療費通知情報の自動入力で、  
確定申告の医療費控除が  
よりカンタンに！



**医療機関の受診は  
マイナ保険証で**

就職・転職しても  
健康保険証として  
ずっと使えます

**手続きなしで限度額を超える  
一時的な支払が不要に！**

限度額適用認定証がなくても  
高額療養費制度における  
限度額を超える支払が免除される！



**健康保険証として  
ずっと使える！**

就職・転職・引越をしても  
健康保険証としてずっと使える！  
医療保険者が変わる場合は、  
加入の届出が引き続き必要です。



限度額適用認定証が  
なくても限度額を超える  
支払が免除になります

まだ利用登録をされていない方は、**医療機関の受診はマイナ保険証で**  
健康保険証としての利用登録をお願いします。

※まだ、マイナンバーカードを取得していない方は、先に取得してください。

## 利用登録は、セブン銀行ATMがオススメです！



### マイナンバーカードの健康保険証利用の 申込みはセブン銀行ATMで!



- お持ちのスマートフォンがマイナポータルアプリ（申込みに必要な専用アプリ）に対応していない方
- スマートフォンをお持ちでない方、スマートフォンの操作に自信がない方

ATMでの申込みに必要なもの

→ セブン銀行ATMでの申込みは簡単でオススメ!



マイナンバーカード



利用者証明用  
パスワード  
(4桁)

ATMの操作に  
健康保険証は  
不要です。

詳しくは、エクセディ健康保険組合の  
ホームページをご覧ください  
か直接お問い合わせください。